

## V 第4次さっぽろ子ども未来プラン

平成24年に、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定され、この法律に基づき、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されている。新制度では、各市町村が子ども・子育て家庭の状況や、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望を把握し、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされた。

これを受けて、平成27年3月、「札幌市子どもの権利に関する推進計画」の第2次推進計画と第1期市町村子ども・子育て支援事業計画を包含する「新・さっぽろ子ども未来プラン」（平成27年度～令和元年度）を策定した。この計画において、子どもの権利保障、子ども・子育て支援といった諸課題に取り組んできたが、近年、女性就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加など社会環境が変化しており、保育需要の更なる拡大や子育てについて感じる悩みの多様化、さらには、児童虐待に代表される重大な子どもの権利侵害等、対応すべき課題が顕在化している。

これらの課題に対応し、今後取り組むべき子どもの権利保障や市民ニーズに即した子ども施策を推進するため、第3次推進計画及び第2期市町村子ども・子育て支援事業計画を包含した「第4次さっぽろ子ども未来プラン」（令和2年度～令和6年度）を令和2年3月に新たに策定した。

当該計画では、子どもの貧困問題や児童虐待など、様々な子ども・子育て家庭の困りごとに対して、地域の様々な社会資源を活用し、重層的に子どもの支援体制を構築する「地域資源の活用」の視点と、市役所の関係部局が、子どもに関する課題に対し、縦割りにならず、子どもを中心として一つになり、連携した取組を推進する「組織横断的な連携」の視点を計画の基本的な視点として新たに位置付けている。

計画の推進に当たり、複数の成果指標を設けるほか、具体的な活動指標を設定しており、庁内会議や附属機関において毎年度の点検、評価を受け、進行管理を行っていく。

### 基本理念

子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

### 基本的な視点

- 1 子どもの視点
- 2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点
- 3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点
- 4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える視点

### 基本目標

- 1 子どもの権利を大切にす環境の充実
- 2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実
- 3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実
- 4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実